

青森県報

第四百九十三号

令和四年
八月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………が
生活習慣病・
対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同)……………一
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域
県民局)……………二
- 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置に関する公告……………(環境保全課)……………二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課)……………三
- 右 同……………(同)……………三
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課)……………四
- 青森県警察内W A N 端末等賃貸借契約(二〇二二)に係る一般競争入札……………(会計課)……………四
- 青森県警察 I T 戦略システム機器賃貸借契約(二〇二二)に係る一般競争入札……………(同)……………六

公安委員会

告

示

青森県告示第四百五十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
こがわ皮膚科	青森市新町一丁目一三の七和田ビル二階	令和 四・二・五
スーパードラッグアサヒ調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の四	四・四・一五
東メデイカル調剤薬局	八戸市湊高台六丁目六の二一	四・四・三〇
アオイ調剤薬局城東店	弘前市大字早稲田二丁目七の四	四・五・二〇
下田東クリニック	上北郡おいらせ町鶉久保一の六	四・五・三三
ほおずき薬局	上北郡おいらせ町鶉久保一の八	ク
たざわ生活習慣病クリニック	青森市中佃二丁目一八の二六	四・七・七

青森県告示第四百五十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	訪問看護ステーション結	所 在 地	五所川原市字芭蕉一八の四	指 月 日	令和 四・四・一
	訪問看護ステーションフウカ		青森市大字浪館字前田四三の七		四・四・二
	東メデイカル調剤薬局		八戸市湊高台六丁目六の二一		四・五・一
	サカエ薬局田町		五所川原市字田町四の一		四・六・一
	ハッピー調剤薬局弘前堅田店		弘前市大字青山一丁目一の一		四・七・一
	訪問看護ステーションいしずえ五所川原		五所川原市字栄町三四の六		〃

青森県告示第四百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市大字関根字前浜二七	関根浜
むつ市大字関根字北関根五一七の二	
むつ市大字関根字北関根三二三の一三八	
山本 光康	
村中 敏	
駄賃場 康弘	

公 告

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置に関する公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）第十三条第一項第二号に規定する処分等措置を命ずべき者を確知することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 処分等措置を講ずべき者

次に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）の保管事業者（法第二条第五項に規定する保管事業者をいう。）

保管の場所	種類	型式等			量		
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	台数	総重量
三戸郡階上町大字田代字鳶ヶ沢六の六	コンデンサー（三キログラム以上）	三〇キロボルトアンペア	松下電器産業株式会社	AF式	昭和四五年四月	一台	三五キログラム

二 講ずべき処分等措置の内容

- 1 本件廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定に従い、適正に処分を委託すること。
- 2 1の処分の委託に当たっては、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適正に本件廃棄物の運搬を委託すること。
- 3 1の処分の委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状

の把握が必要となる場合には、当該処分委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

三 処分等措置を講ずべき期限
令和四年九月一日

四 青森県知事による代執行
一の者が二の処分等措置を三の期限までに講じないときは、青森県知事が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用をその者から徴収することがある。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドレッジ大間上野店

下北郡大間町大字大間字上野五の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳			芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一の一 代表取締役 織田寛明			令和	年月日
						四・四・一	

三 届出年月日

令和四年六月三十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び大間町役場

2 期間

令和四年八月三日から同年十二月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十二月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一・二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	

八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二 代表取締役 井上郁夫	八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二 代表取締役 磯嶋満	令和 四・四・一
福田アセット&サービス株式会社 新潟県新潟市中央区西堀通二番町 七七八 代表取締役 樋口孝夫	変更なし	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 三枝富博	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 山本哲也	令和 三・四・一
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三 の二 代表取締役 上田稔夫	株式会社アグストリア 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七 代表取締役 福田三千男	四・二・三
他一七者		四・四・二九

四 届出年月日

令和四年七月四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年八月三日から同年十二月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年十二月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年八月三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
川守田 雄一	三戸郡南部町	三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の九	

公安委員会

青森県警察県内WAN端末等賃貸借契約(二〇二二)に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年八月三日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察県内WAN端末等 一式

二 賃貸借期間

令和五年一月一日から令和十年十二月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号(物品等の競争入札参加資格)の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一又は、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年八月二十六日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和四年九月十五日 午前九時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

令和四年九月十五日 午前九時三十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度の契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和四年度の契約金額とする。ただし、令和五年度から令和九年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和十年度の契約金額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Intra-Aomori Prefectural Police WAN
Computer terminals: Iset
(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

9:30 A.M. September 15th, 2022

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

青森県警察IT戦略システム機器賃貸借契約（二〇二二）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年八月三日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察IT戦略システム機器 一式

二 賃貸借期間

令和五年三月一日から令和十一年二月二十八日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一又は、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年八月二十六日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 ○一七―七三―四二二一

2 入札書の提出期限
令和四年九月十五日 午前九時十分

3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

令和四年九月十五日 午前九時十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度の契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和四年度の契約金額とする。ただし、令和五年度から令和九年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、令和十年度の契約金額は、落札価格に十一を乗じた額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Aomori Prefectural Police IT stragetic system equipment, Iset
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

9:10 A.M. September 15th, 2022

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円